

＜公民的分野＞

茨城教育研究所通信第 39 号(2026 年 4 月 28 日)は、「自由社教科書の高校入試不適応状況」という文章を著し、最初に「(i)自由社『公民』における記述不足・不適切記述に起因する入試不適応」という章を設けている。この章では 3 件の入試問題を取り上げ、自由社教科書で学んでいる生徒はこれらの入試問題に対応できない、入試において不利になると批判している。この批判に対して、反批判を行っていこうと考える。

3 件のうち大問 4(4)と大問 4(6)については、「入試に適応困難となる自由社『公民』の記述不足」というタイトルの下に論じられている。順に見ていこう。

大問 4 (4)【日本型 ODA】

問題文は次の通りである。

(4) なつきさんは、大阪・関西万博について調べ、発展途上国のパビリオンが出展されていることを知りました。発展途上国に支援を行う ODA (政府開発援助) について、**資料 4** の表から読み取ることができるものとして最も適切なものを、次の **ア～エ** の中から 1 つ選んで、その記号を書きなさい。

資料 4 主要国の ODA (政府開発援助) の実績額等 (2023 年)

国名	実績額 (億ドル)	実績額の国民 総所得比 (%)	1人あたりの国民 総所得 (ドル)
アメリカ合衆国	651	0.24	80285
ドイツ	457	0.82	54835
日本	240	0.44	35933
イギリス	189	0.58	48893
フランス	177	0.48	45282
オランダ	74	0.66	63271
スウェーデン	55	0.93	57490

注) 実績額の国民総所得比は、ODA の実績額が国民総所得に占める割合を示している。 [外務省資料、国連資料より作成]

ア 実績額の上位 4 か国では、実

績額が大きい国ほど、実績額の国民総所得比が大きい。

イ ヨーロッパ 5 か国の実績額の国民総所得比は、いずれも日本より大きい。

ウ 実績額の上位 4 か国では、1 人あたりの国民総所得が高い国ほど実績額が小さい。

エ 7 か国では、1 人あたりの国民総所得が高い国ほど実績額の国民総所得比が大きい。

一 入試不適応だという批判について

大問 4 (4) は、日米欧 7 か国の ODA (政府開発援助) の表を読み取る問題である。7 か国の ODA の実績額やその国民総所得比、1 人あたりの国民総所得などについて、適切な説明を選ばせるものである。よくある問題であり、掲載の資料 4 の表「主要国の ODA (政府開発援助) の実績額等 (2023 年)」から選択肢の解説が正しいかどうか丹念に読み取る「資料活用能力」を見る問題だ。つまり、出題中の表に示された数値を判断基準にして、ア～エの 4 つの回答文から正しいものを選択する問題である。

正答は「イ ヨーロッパ 5 か国の実績額の国民総所得比は、いずれも日本より大きい」である。このイが正答かどうか判断するには、細かい知識は不要であり、ただ「実績額の国民総所得比 (%)」の欄に並べられたヨーロッパ各国と日本の数値を比較すれば済むことである。アウエが誤答であることも、数値の比較によって知られることである。知識

量ではなく数値の比較によって正答を見出すことは、本問のような資料活用の力を試す問題の趣旨に合致しているのである。

それなのにレポートは、「東書版では同様のグラフが掲載されている」のに自由社には存在しないから「入試においてはかなり不利になる」と断じている。確かに東書版には「実績額の国民総所得比(%)」に関する折れ線グラフがあるのに自由社版では存在しない。しかし、入試問題に掲載された資料は2023年のものであり、東書のグラフは2021年版資料を基にしている。東書で学んだ生徒たちが、グラフのことを憶えていたとしても役立つものではない。もしも役に立つと仮定すれば、「資料活用能力」を見る問題としては、不公正・不適切な問題となってしまう。茨城教育研究所は、茨城県に対して喧嘩を売っていることになるのである。そのことを自覚しているのだろうか。

二 自由社に対する名誉棄損・営業妨害

あまつさえ、このあとに自由社の記述を次のように批判している。

曰く、『日本型 ODA』として自画自賛的な記述がスペースを占めている。「多くの事項についての的外れの主観的評価が幅を利かせて…客観的事実についての記述が排除されている」。「政治的なプロパガンダ文書の趣を呈しており、授業の際の内容理解に役立ちそうもない」。「結果的に入試においてはかなり不利になる」。

しかし、批判の理由は全く示されていない。文科省の検定を通った教科書への不当な攻撃であり、自由社に対する名誉毀損・営業妨害であろう。

大問 4(6)【EU などの地域組織】

問題文は、次の通りである。

- (6) なつきさんは、人、もの、お金、情報が国境を越えて地球規模で行き来し、世界が一体化するグローバル化について調べ、＜まとめ＞を作成しました。＜まとめ＞の 、 に当てはまる言葉の組み合わせとして最も適切なものを、下のア～エの中から1つ選んで、その記号を書きなさい。

＜まとめ＞

グローバル化が進展する中で、地域の統合が進み、 では一部の加盟国が自国の通貨を廃止して共通の通貨を導入した。また、環境問題については2015年にパリ協定が採択され、 が、温室効果ガス削減目標を自ら定めて取り組むこととなった。

- | | | | |
|---|----------------------|---|-----------------|
| ア | [あ ASEAN(東南アジア諸国連合) | い | 先進国だけ] |
| イ | [あ ASEAN(東南アジア諸国連合) | い | 発展途上国を含む各国・地域] |
| ウ | [あ EU(ヨーロッパ連合) | い | 先進国だけ] |
| エ | [あ EU(ヨーロッパ連合) | い | 発展途上国を含む各国・地域] |

一 入試不適応だという批判について

茨城教育研究所は、自由社は記述不足だから入試不適応だと述べている。だが、この問題を説くには、二つの知識があれば十分である。一つは単一通貨ユーロの導入である。二つは 2015 年のパリ協定によって中国やインドなどの発展途上国を含む各国・地域が削減目標を定めることになったことである。自由社の教科書には二つのことが明確に記されており、この問題を解くのに何の不都合もない。的外れもいいところである。

二 記述不足だという批判について

一のことで反批判は十分だと思われるが、茨城教育研究所は 2 頁の箇所で「自由社『公民』は、イギリスの EU 離脱について、まったく触れていない」「重要事象であるイギリスの EU 離脱について全く触れない時代遅れの教科書になった」と述べている。茨城教育研究所が重視する自由社の記述不足とはイギリスの EU 離脱のことである。

しかし、自由社は、EU に関する側注③で「2010 年以後は、一部加盟国の債務危機、移民・難民問題など様々な問題が生じ、2020 年にイギリスは EU を離脱した」(173 頁)と離脱原因にも触れて記している。何よりも単元 1 〈グローバル化が進む世界〉では、「2016 年 6 月、イギリスは国民投票で EU 離脱を決め、2020 年 1 月に正式離脱しました」(3 頁)と記している。これに対して、東京書籍は EU 離脱を新聞記事で示しているだけであり、本文で扱っていない。明らかに、自由社の方が東京書籍よりもはるかに EU 離脱を重要な事柄として扱っているのである。茨城教育研究所が批判対象である自由社教科書を正確に読めていないことに驚いた。もう一度、教科書を読みなおしていただきたい。

残る大問 3(2)は、「主観的評価にもとづく不適切記述」の例として論じられている。

大問 3(2)【フランス革命とバーク】

問題文は次の通りである。

- (2) なつきさんは、人権思想の発展について調べ、次のカード 1～カード 3 を作成しました。カード 1～カード 3 について年代の古い順に左から並べたものを、下のア～カの中から 1 つ選んで、その記号を書きなさい。

カード 1 フランスで、人は生まれながらに自由であり、平等な権利をもつことをうたったフランス人権宣言が採択された。	カード 2 イギリスで、国王の絶対的権力を制限して議会の権限を認める権利章典(権利の章典)が制定された。	カード 3 ドイツで、人間らしい生活を保障する社会権が盛り込まれたワイマール憲法が制定された。
---	--	---

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ア [カード 1 - カード 2 - カード 3] | イ [カード 1 - カード 3 - カード 2] |
| ウ [カード 2 - カード 1 - カード 3] | エ [カード 2 - カード 3 - カード 1] |
| オ [カード 3 - カード 1 - カード 2] | カ [カード 3 - カード 2 - カード 1] |

一 入試不適應かどうか

茨城教育研究所が言いたいことは、自由社が入試不適應だということと自由社の記述が不適切だということである。前者の問題から見れば、単元 16 の「ミニ知識」では、イギリスのマグナ・カルタと権利章典、アメリカ合衆国憲法、フランス人権宣言、ドイツのワイマール憲法、世界人権宣言が引用され、更にそのすべてが単元 16 の本文で解説されている。現行教科書の中では、権利・人権の思想について最も詳しく説明しているものである。むしろ、この教科書で学べば本問題は簡単に解くことができるだろう。

二 フランス革命とバークに関する記述は不適切か

(1) 恐怖政治について

後者の問題に目を移せば、茨城教育研究所が不適切だと考えるのは、フランス革命の恐怖政治を取り上げたことである。

茨城教育研究所は、「今日の『テロ』の語源のテルール（恐怖政治）へ突き進んでいきました」と「もっぱら反革命の立場からの記述を述べている（49 頁）」と自由社を批判している。だが、フランス革命が専制政治の廃止と人権宣言の採択、国民主権といった理念を生み出した事実は、自由社教科書は明確に認めており、人権宣言の一文はミニ知識にも引用されている。茨城教育研究所の批判は一面的であり、的外れである。

歴史的事実として、フランス革命は立憲王政の否定、王の処刑、対立党派へのギロチンによる処刑、そしてヴァンデの農民反乱への虐殺など、自国民の「反革命派」とみなされた勢力への恐怖政治に移行していった。フランス革命が近代の夜明けをもたらした一面とともに、その過激化が恐怖政治という、逆に自由や人権を踏みにじるものになったことを教科書に明記することは、理想やイデオロギーの行き過ぎがかえって残酷な悲劇を生むことを知るためにも重要なことである。茨城教育研究所は、恐怖政治を擁護したいのであろうか。

(2) エドモンド・バークについて

また茨城教育研究所は、エドモンド・バークを取り上げたことを不適切と考え、『フランス革命の省察』が恐怖政治以前の 1790 年に発行されていることを理由に「バークのフランス革命批判は絶対王政を擁護し、基本的人権の宣言を認めない」ものと決めつけている。

しかし『フランス革命の省察』を読めば、バークは決して絶対王政を擁護などしていないことが分かる。そもそもバークは、今日流に言えばイギリスのリベラル派であるホイッグ党に長く属し、議会の尊重を訴え、またアメリカ独立も支持し、イギリスのインド統治の不正をも糾弾している。またアイルランド出身だったバークは、イギリス支配の過酷さを身をもって知っていた。「フランス革命の省察」でもバークは立憲王政を主張しており、絶対王政など全く求めてはいない。

『フランス革命の省察』で何よりもバークが訴えたのは、フランスで進行している革命は英国の名誉革命とは異なり巨大な社会転覆と秩序の崩壊であり、それは激しい国内対立

と流血を伴いかねない、そのようなことは政治において起こしてはならないということである。バークは1790年10月初旬、ヴェルサイユ行進といわれる民衆のデモが国王ルイ16世をパリに移動させた事件を、民衆の行動や感情が、法律や社会秩序よりも優先された例として批判している。バークは1790年の時点で、フランス革命がこれ以後凄惨な流血を招くこと、社会的混乱をおさえるために軍事的指導者が出現することなどを預言していたのだ。

ところが、茨城教育研究所はあくまでバークを教科書に載せることに反対し、「どうしてもバークを載せるというのなら『人間の権利』でバークを批判したトマス・ペインあたりと並べるのが順当」とし、「ルソーとB級思想家バークが同列の扱いとは、あまりにも不都合である」と書いている。

ここの記述には驚いた。自由社教科書49頁のフランス革命を記した部分の筋をきちんと読んでいただきたい。そもそも保守思想の元祖と言われるバークをB級思想家と位置づけること自体おかしいが、49頁本文における「ルソーの思想に影響された……フランス革命」という記述を補足するために、側注③でルソーの説明を行うとともにフランス革命を最も根底的に批判したバークの説明を行ったのである。思想家の格付け問題と関係なく、ここはルソーと並べてバークを置くところである。

ところで、ペインと言え、その後、王の世襲制そのものが人間の権利に背くと述べたため、イギリスで危険視されてフランスに亡命するが、そこではルイ16世の処刑に反対して投獄されている。ペインもまた偉大な思想家ではあるが、同時に危うく恐怖政治の犠牲者になるところだったことを、この文章を書いた人はどう考えているのだろうか。

三 自由社に対する誹謗

以上のように、茨城教育研究所は、フランス革命の恐怖政治とバークを取り上げたことを問題視して自由社批判を行っている。そして、最後に「反人権、反市民革命という政治的プロパガンダも度が過ぎるというものである」とし、「近現代の人権思想についてはほとんど学べないので、歴史の大きな動向を把握できず、各時期の各国・各地域の事象の位置づけについての理解も深まらないであろう」と決めつけている。誹謗に近い批判である。

最後に

以上、自由社の記述が3件の入試問題について不適応かどうか、3件の入試問題と関連して記述不足や不適切記述があるかどうか検討してきた。いずれの入試問題についても、自由社教科書で学べば十分に回答できること、記述不足や不適切記述が存在しないことを確認してきた。茨城教育研究所の「自由社教科書の入試不適応状況」という論文が述べていることは事実誤認も甚だしく、自由社に対する名誉棄損・営業妨害に当たるものである。誣告とも言えるものである。早急に論文に対する自己批判を行い、撤回していただきたい。

最後に付言すれば、入試不適応かどうかという問題は本質的な問題ではない。問題は、自由社教科書が本来の公民教育の在り方に相応しいかどうかということである。自由社は、以下のような特色を持つ教科書である。

(1)家族論、地域社会論、国家論を展開した

(2)国家の4つの役割(国防、インフラ整備、法秩序・社会秩序の維持、国民の権利保障)について説明した

(3)公共の精神、愛郷心、愛国心を教えた

(4)国際社会において領土防衛に代表される国益を守る大切さについて展開した

(5)「日本国憲法」の成立過程史の真実を記述した

この5点、特に最初の3点は公民教育の一丁目一番地とも言うべきものである。しかし、東京書籍を初めとしたほとんどの公民教科書には存在しない。したがって、東京書籍より自由社の方が公民教科書として圧倒的に優れているといえよう。